

第 7 章 その他の事項

(1) 医療保険者との連携

・地域医療構想の実現にあたっては、疾病の予防・啓発、医療費の分析などを行う医療保険者との連携が重要です。調整会議には、県内の各医療保険者の代表で構成される保険者協議会からの委員が参加しており、保険者と医療機関の情報共有を推進します。

・具体的には、疾病の予防、早期発見、重症化予防に向けた取り組み、ジェネリック医薬品の使用促進、健診等の受診率向上のための周知、安易な救急医療機関への駆け込み受診の防止に向けた啓発活動などにおいて、さらなる連携を推進します。

(2) 地域医療構想の周知に向けた取り組み

・地域医療構想に基づくあるべき医療提供体制の構築は、県民の協力がなければ実現できません。県は、広報誌、ホームページ等の広報媒体や、各団体の研修会など、あらゆる機会をとらえ周知に努めるほか、「地域包括ケアシステム」の構築と連携して周知に取り組むことで、在宅医療や介護の重要性についても十分な周知を行います。